

# 令和2年度 技術者セミナー

令和2年度  
会計局 契約・検査課

# 『しゅん工検査結果等からの留意事項』

# 目次

- ▶ 1 建設工事に係る工事成果品の改善について
- ▶ 2 書面方式の指導監査について（試行）
- ▶ 3 工事しゅん工検査の要件などについて
- 4 新型コロナウイルス感染下における  
検査等の体制について

# 1 建設工事に係る工事成果品の改善について

しゅん工検査時に、検査は合格とした上で、今後の工事成果のより一層の改善・向上を目的に口頭指示を行っています。

その口頭指示の内容は、多項目にわたることから、すべての項目を短期間に改善することは難しい状況にあります。

このため、「重点改善事項」を定め、順次改善に取り組みたいため、受発注者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、本年度は昨年度同様に『「**施工管理 特に品質管理**」について』を重点改善事項とし指導監査等による施工途中の現場指導を行っております。

## 平成29年度～令和元年度 口頭指示項目別件数

(各会計センターの口頭指示件数を分類・整理したものです)

項目番号	項目名	項目内容	R1しゅん工検査・中間検査 (4,282件)	H30しゅん工検査・中間検査 (5,158件)	H29しゅん工検査・中間検査 (3,920件)
施工計画書	1	施工計画(全般、概要、工程)	38	39	17
	2	施工計画(現場組織、有資格者)	18	22	21
	3	施工計画(安全管理、交通管理)	15	26	12
	4	施工計画(主要材料、施工方法)	47	58	61
	5	施工計画(仮設備計画)	9	7	1
	6	施工計画(施工管理)	60	55	29
	7	施工計画(環境対策、過積載防止対策、建設副産物)	12	8	4
	8	施工計画(関係機関協議)	13	35	11
	9	変更施工計画書	72	111	37
書類全般	10	工事記録	206	254	262
	11	施工協議	161	222	138
	12	工事カルテ	150	163	180
	13	起工測量、設計図書の照査	25	26	23
	14	使用材料承認	123	150	136
	15	数量総括表	14	11	14
	16	電子納品	179	206	160
	17	伝票関係	69	91	83
	18	書類関係	201	221	180

施工体制	19	下請契約	下請契約書、見積書等、元請けによる引き取り(完成)検査を含む	158	200	139
	20	施工体制台帳、施工体系図		115	138	94
	21	下請負人通知書		42	89	55
	22	建設業退職金制度		68	85	90
施工管理	23	出来形管理	現場の墨入れ、社内検査、段階確認など	207	243	177
	24	検査記録表		207	258	173
	25	品質管理	品質記録保存、QC版、調査・試験結果、材料保管方法など	392	442	322
	26	写真管理		198	221	142
	27	工程管理		19	14	14
	28	出来形展開図	予想・80%・100%出来形展開図、施工図を含む	330	415	387
現場管理	29	指導監査・抜き打ち検査 指摘事項の是正		80	77	21
	30	現場指示(手直し、片付け、調査等)	現場の施工体制、技術者配置、簡易な修補指示、現場の施工方法、発芽確認など	189	261	189
	31	現場安全管理	現場の安全管理・交通管理状況、安全パトロールなど	84	111	46
	32	安全教育		33	46	38
	33	掲示板	現場の掲示物、掲示板など	19	7	4
	34	残土処理		21	17	14
	35	過積載		61	76	51
	36	工法・管理方法の再検討		25	30	43
建設リサイクル	37	建設リサイクル法手続き	通知書、説明書、告知書、再資源化等報告書	156	173	146
	38	契約書のリサイクル費用記載		83	51	7
	39	再生資源利用[促進]	計画書及び実施書	209	266	240
廃棄物処理	40	廃棄物処理	廃棄物処理に係る契約書、施工体制台帳、下請負人通知書を含む	41	55	34
	41	マニフェスト		133	178	125

## 2 書面方式の指導監査について

### ①指導監査の選択制

#### (書面方式・対面方式) 導入の試行①

- ▶ 優良技術者表彰受賞者を配置技術者とした全工事、舗装工事、区画線設置工事、機器設置工事は「原則」書面方式とする。また、これ以外については、受発注者及び監査員間の協議により決定する。
- ▶ 受発注者からは、時間の有効活用が図られ、効率化となるなど好評であるといった声がある。

## 指導監査の選択制

### (書面方式・対面方式) 導入の試行

- ▶ 書面方式：受注者の立会いを求めず、指導監査を書類により行う
- ▶ 対面方式：現行どおりに、監査員と対面で行う。

#### <期待する効果>

- ①現場配置技術者の能力に応じた効率的な監査の実施。
- ②受注者は指導監査に要する労力を現場管理に振り向け、工事現場の生産性が向上。



## 新型コロナウイルス感染症対策にも有効

- ▶ 受注者の立会を求めず書類により行う「書面方式」の指導監査については、受注者の負担軽減に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にも有効となることから、受発注者双方に積極的に呼びかけて本年度は7割が書面方式による指導監査を行いました。
- ▶ 現場事務所で行う指導監査は『3密』（密閉、密集、密接）になりやすいのでその点も回避出来ますので積極的な活用を推進しています。

### 3 工事しゅん工検査の要件などについて

受注者は、工事しゅん工届を監督員等に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む）に示される  
**すべての工事が完成**していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員等の請求した  
**改造が完了**していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、  
工事関係図等の資料の整備が**すべて完了**していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を  
**発注者と締結**していること。

## ○工事しゅん工検査の期限、制約など

- 1 しゅん工届を受理した日から14日（休日祝日含む）以内に検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない  
＜建設工事請負契約書 第32条（検査及び引渡し）参照＞
- 2 「合格」時に、口頭による修補指示があった場合には、7日（休日祝日除く）以内に完了しなければならない。  
＜修補処理規程 参照、修補確認は受注者が行う＞
- 3 年度末に工期（しゅん工日）を迎える工事は上記処理を念頭に入れ、できる限り3月初旬～中旬にしゅん工検査を予定のこと。

<年度末事例> 工期末日としゅん工日同一日で、7日後の検査の場合  
 工事が合格すれば年度内に引渡しはギリギリ可能。しかし 粗雑工事（不合格）となればリス  
 スクが伴うので注意が必要です。

3 月								4 月	
7 日		16		22		29		1 日	
		●工期末		●検査日		●検査結果通知期限			
		●しゅん工届受理							
		<検査及び引渡し> 契約約款第32条 工事完成の通知受理から14日以内					※必須厳守		
		1		7		14 日間			
				合格 但し・・・					
				修補処理規程 口頭修補 7日以内は合格					
				1		7 日間			

**粗雑工事により不合格（文書指示）となれば**

修補処理規程 文書修補 8日以上は不合格

・ 修補費用負担 発生

入札参加停止要領 粗雑工事

・ 入札無効期間、入札参加停止期間 発生

契約約款第45条 履行遅滞における損害金等

・ 遅延損害金 発生

## ○文書修補が発生した場合による受注者への影響 粗雑工事となれば・・・

- ▶ 修補指示部分のやり直し  
(契約金額とは別に修補費用として**自己負担が発生**)
- ▶ 修補完了後の確認検査（再検査）で「合格」しなければ**引渡しが出来ない**。  
また、**履行遅滞損害金が発生**。
- ▶ **入札を無効とする期間が発生**。  
(修補指示の翌日から修補完了検査合格日まで)
- ▶ **入札参加停止期間が発生** 県が発注した建設工事等の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められ**1～3か月期間停止となる**。
- ▶ 工事成績評定 **成績評価に影響**。

## 4 新型コロナウイルス感染下における検査等の体制について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、建設工事等に係る検査等の実施においては、出来る限りリスクを回避するため、次のとおり対応することとする。

## ○検査等の実施について

レベル	しゅん工 検査（事前確 認含）	抜き打ち検査	指導監査
Level 1 *	通常通り		
Level 2,3	実施 (詳細：①)	実施 (詳細：②)	実施 (詳細：③)
Level 4		取りやめ*	
Level 5,6	実施 (詳細：①)	取りやめ	取りやめ
上記に係わ らず、関係 者が罹患	実施 (詳細：④)	取りやめ	取りやめ

(\*) Level1～6：長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づき県から発表される感染警戒レベル。

(\*) 取りやめ：以後も行わない中止とする。

## ① しゅん工検査実施上の留意点

### ア) 検査において対面する機会や対面する時間の減

- ・書類検査では、対面する人数を減らすためのWeb形式の利用を検討する。
- ・書類の一部については、事前検査を行うことを原則とする。

### イ) 対面する際の感染防止対策（現場検査を含む）

- ・健康状態の把握、検温、検査前後のアルコール消毒、ついたての設置、マスク・メガネ・フェイスガード等の着用

## ② 抜き打ち検査実施上の留意点

### ・対面する際の感染防止対策（現場事務所等検査）

- 健康状態の把握、検温、検査前後のアルコール消毒、マスク・メガネ・フェイスガード等の着用



### ③ 指導監査実施上の留意点

- ・ 書面方式とする。

監査は発注機関等で実施することとするが、監督員の立ち合いも求めず、必要なやりとりはメール、電話を基本とする。

(対面をさける)

### ④ 関係者が罹患した場合のしゅん工検査実施上の留意点

ア) 検査員、発注者、受注者ともに代替者\*による検査が可能な場合

①に基づき実施

イ) 検査期限内にしゅん工検査を実施することができないときは、しゅん工届通知の取り下げを行ってもらう。

(\*)代替者：  
・ 検査員等 当該会計センター内若しくは、他会計センターの検査員又は、応援職員  
・ 受注者 工事等の説明可能な社員  
・ 発注者 発注機関の長が指名した職員

※しゅん工検査については、所定の期間内に検査結果通知を行う必要があるため、次のとおり余裕を持った日程調整に留意願います。

- しゅん工検査を工期内に設定する。
- しゅん工検査の日程を各月の初旬から中旬に設定するよう配慮する。
- 年度末間際のしゅん工検査はできる限り避ける。  
(特に3月第3週、第4週は検査は避けることが肝要)